

中国の外弁制度に関する説明

2015 年 4 月 23 日

金杜外国法事務弁護士事務所

外国法事務弁護士 陳 天華

1 弁護士制度全般について

○ 弁護士資格を取得するための要件

- ・ 一定の教育課程を修了していることの要否

要。
大学の法律学科を卒業し、それ以外の学科卒であれば法律の専門知識を有していることが必要です。なお、地方によっては、この学歴要件が高等専門学校の法律学科卒に緩和されています。

- ・ 司法試験の受験資格

- (1) 中国国籍を有すること
(香港、マカオに永住する中国公民、台湾地区住民の身分を有する者も可)
- (2) 中華人民共和国憲法を遵守し、選挙権・被選挙権を有すること
- (3) 完全な民事行為能力を有すること
- (4) 四年制大学の法律系学部を卒業すること、又は四年制大学の非法律系学部を卒業し、法律の専門知識を有していること
- (5) 品行が良好なこと

- ・ 司法試験合格後の研修・実務経験等の要否

弁護士の資格取得の申請には、次の要件が必要となります。

- (1) 中華人民共和国憲法を遵守すること
- (2) 国家統一司法試験に合格すること
- (3) 法律事務所において1年間の実習を行うこと
- (4) 品行が良好なこと

- ・ 司法試験の合格率

2013 年末まで、中国全土で延べ 400 万人余が司法試験に出願し、受験者数は延べ 346 万人余、司法試験に合格し資格を得た者は 64 万人を超えます。

- 外国の弁護士資格を有する者が、国内の弁護士資格を取得する場合の特例措置（要件の軽減、簡易試験等）の有無

このような特例措置はなく、その資格取得には次のことが要件となります。

- (1) 中国憲法を遵守すること
- (2) 国家統一司法試験に合格すること
- (3) 法律事務所において1年間の実習を行うこと
- (4) 品行が良好なこと

- 特例がある場合は、その要件

外国の弁護士資格を有する者に対する特別待遇がありませんので、その要件も存在しません。

○ 弁護士に対する監督方法（懲戒の実施主体、手続、種類等）

1. 弁護士はその所在地の地方弁護士協会に加入しなければならず、同時に全国弁護士協会の会員にもなること、弁護士協会の規約に基づき、その規約により与えられた権利を有し、その規約に定められた義務を負うことが定められています。
弁護士協会は、職業規範と懲戒規則を定め、弁護士の業務研修、教育、評価を行い、弁護士に対する奨励と懲戒を実施します。
2. 地級市レベル又は直轄市の人民政府司法行政部門は、弁護士の規則・法令違反行為に対し、警告、罰金、職務一時停止の懲罰を行うことができます。省、自治区、直轄市の人民政府司法行政部門には、弁護士資格取消権があります。
3. 手続：県レベルの人民政府司法行政部門は、弁護士の職務遂行を日常的に監督し、是正を命じる権限を有します。行政処罰を与えるのが適切と認めたときは、上級司法行政部門に処罰の提言を行います。

○ 弁護士資格を有する者以外による法律事務の取扱いの可否

弁護士法 13 条は、弁護士資格を取得しない者は弁護士として法的な職務に従事しえず、また、法律に別途規定がない限り、訴訟代理又は弁護の職務を行うこともできないと定めています。

なお、基層部の現場の法律職務に従事する基層部法律役務従事者（基层法律服务工作者）という資格があり、弁護士、公証人、企業法律顧問いずれかの資格を有する者は、申請のみでこの職務を行うことができますが、そうでない者は、試験に合格して、基層部法律役務従事者の資格を取得したうえ、その従業登記を申請して「法律役務従事者従業資格証」の交付を受ける必要があります。

○ 取扱いが可能である場合はその要件、及び取り扱うことができる法律事務の範囲

基層部法律役務従事者は、基層部法律役務所の紹介状、当事者の委任状、「法律役務従事者従業資格証」に基づき、関連する単位又は自然人の同意を得て、他人に対する調査、法律事務に関する証拠資料の収集をすることができ、また、人民法院に対し関連する公文書、法廷審問資料の閲覧を申請することができます。

2 外弁制度について

○ 外国の弁護士資格を有する者が、国内の弁護士資格を取得することなく国内で法律事務を取り扱うことの可否

先述のとおり、弁護士法 13 条は、弁護士資格を取得しない者は弁護士として法的な職務に従事しえず、また、法律に別途規定がない限り、訴訟代理又は弁護の職務を行うこともできないと定めています。

しかし、外国弁護士事務所において、中国に駐中代表機関を設立し、法的活動に従事することは可能です。なお、外国弁護士事務所、外国のその他組織又は自然人がコンサルティング会社その他の名義で、中国国内において法的役務を提供することはできません。

○ 取扱いが可能である場合はその要件、及び取り扱うことができる法律事務の範囲

1. 法的活動に従事する条件

外国弁護士事務所が中国に駐中代表機関を設立し、代表者を駐在させるためには、国务院司法行政部門の許可が必要となり、さらに関連する各種申請手続を行って初めて、法的活動を展開できるようになります。

2. 外国弁護士事務所が中国に代表機関を設立し又は代表者を駐在させるための要件は、次のとおりです。

- (1) 当該外国弁護士事務所がその本国において合法的に開業しており、かつ、弁護士職業倫理、業務規律への違反により処罰されていないこと
- (2) 代表機関の代表者は、弁護士であるとともに、同人がその資格を取得した国の弁護士協会の会員であって、中国国外において2年以上の職務経験を有し、刑事罰又は弁護士職業倫理、業務規律への違反による処罰を受けていないこと。その首席代表者は、中国国外において3年以上の職務経験を有するほか、当該外国弁護士事務所のパートナー又はそれに相当する職位にあること。
- (3) 中国に代表機関を設立して法的役務を提供する必要があること

3. 従事しうる法的活動の範囲

代表機関及びその代表者は、中国の法律事務を含まない次の活動にのみ従事することができます。

- (1) 当該外国弁護士事務所の弁護士が既に弁護士職務遂行の許可を得ている国の法律に関するコンサルティングのほか、国際条約、国際慣例に関するコンサルティングを当事者に提供すること
- (2) 当事者又は中国弁護士事務所からの委託を受け、当該外国弁護士事務所の弁護士において、既に弁護士職務遂行の許可を得ている国の法律事務を取り扱うこと
- (3) 外国当事者の代理として、中国の法律事務所に対し中国法事務の処理を委託すること
- (4) 契約の締結により中国弁護士事務所と長期的な委託関係を保持し法律事務を処理すること
- (5) 中国の法的環境の影響に関する情報を提供すること

代表機関は、中国弁護士事務所と締結した協定の約定に基づき、委託を受けた中国弁護士事務所の弁護士に対して直接に要求を提示することができます。

代表機関及びその代表者は、本条1項、2項に定めのない法的役務その他営利活動に従事することはできません。

代表機関は中国弁護士を雇用してはならず、雇用した補助員において当事者に法的役務を提供することはできません。

○ 特に職務経験要件について以下の点

- ・ 要求される経験の内容（弁護士としての資格に基づき、自己の名前と責任において法律事務を受任する業務に限られるか）

代表機関の代表者は、弁護士であるとともに、同人がその資格を取得した国の弁護士協会の会員であって、中国国外において従業する者でなければならないほか、刑事罰又は弁護士職業倫理、業務規律への違反による処罰を受けていないことが必要です。また、首席代表者は、当該外国弁護士事務所のパートナー又はそれに相当

する職位になければなりません。

- ・ **経験年数**

代表者は2年以上、首席代表者は3年以上の職務経験が必要となります。

- ・ **職務経験を積む場所についての限定（国外での経験に限られるか）**

中国国外における職務経験に限られます。

- ・ **職務経験要件を設けている趣旨・目的**

○ **外弁の登録人数**

司法部の公告（第147号、2014年8月）によりますと、計232の外国弁護士事務所の駐中代表機関が2013年度の検査に合格して中国国内における従業許可を受け、国外の法的役務を提供しています。

これには18の日本弁護士事務所駐中代表機関が含まれ、うち6件が北京市、10件が上海市、2件が遼寧省に登録されています。

○ **外弁に対する監督方法（懲戒の実施主体、懲戒の手続き、懲戒の種類等）**

監督を行う主体

国務院司法行政部門のほか、省、自治区、直轄市の人民政府司法行政部門

監督手続

代表機関は、毎年3月31日までに関連する要求に基づき、その所在する省、自治区、直轄市の人民政府司法行政部門に前年度の検査資料を提出し、年度検査を受けなければなりません。検査意見は、国務院司法行政部門に報告されます。

処罰

警告、一定期間の業務停止命令、罰金、代表機関の営業許可証又は代表者の就業許可証の取消し、犯罪を構成する場合における刑事責任の追及。

○ **外弁と弁護士に認められる権利・義務の異同（押収等拒絶権、秘密保持義務、弁護士会照会等）**

外国弁護士事務所の駐中代表機関及びその代表者は、次の活動を行うことが禁止されています。

- (1) 弁護士の身分をもって、中国国内において訴訟に参加すること
- (2) 契約、協定、規約その他文書における中国法が適用される具体的な問題について意見又は証明を提供すること
- (3) 中国法が適用される行為又は事件について意見又は証明を提供すること
- (4) 仲裁において、代理人の身分をもって中国法の適用に対し代理人意見を表示すること
- (5) 委託者を代表して、中国政府機関その他法律法規により授権された行政管理の権限を有する組織に対し登記、変更、申請、登録その他手続を行うこと

※ 上記で「外弁」とは、「外国で取得した弁護士資格に基づき、国内の弁護士資格を取得することなく国内で法律事務を取り扱うことが認められている者」をいう。